

国民年金保険料 学生納付特例制度

～猶予申請受付を4月1日より開始します～

■新生児訪問

※お母様方へ、出産後退院され戸惑うことも多いと思います。一人で悩まないでご連絡ください。

助産師や保健師が訪問して赤ちゃんの体重測定・おっぱいの状態・母子保健事業の紹介等行っています。

対象者 新生児・2か月未満の乳児と母親

料 金 無料

※赤ちゃんが生まれたら、親子健康手帳(母子手帳)の後ろについているハガキ(「ピンクまたは白」)を早めにご送ってください。ハガキを送る際は、あなたの個人情報を守るために封書での投函、または個人情報保護シールをご利用ください。もしくは、出生届け手続き時に一緒に提出することもできます。

■ベビースクールの案内

パート2	対象月齢	実施日時	内容	定員
5～11か月児	4/23(金)	受付午後1時～午後1時半 午後1時半～4時	離乳食の調理実習 各時期のたさや味など実際に確認しましょう	20組

※ベビースクールに参加する方は3日前までに予約の電話を市保健相談センターまでお

願います。

※親子(母子)健康手帳・筆記用具をご持参ください。

■乳幼児健康診査のお知らせ

乳児一般健康診査	
通知対象者	受付時間
生後0か月、10か月	午前8時～11時
生後3か月、4か月	午後0時半～3時
実施日	4/11(日)
1歳6か月児健康診査	受付時間
通知対象者	実施日
1歳6か月～	午後1時15分～4時15分
2歳6か月～	4/22(水)
3歳6か月～	午後1時15分～4時15分
通知対象者	受付時間
3歳6か月～	午後1時15分～4時15分
実施日	4/21(水)

※実施場所は、いずれも市保健相談センターです。

※健康診査対象者には事前に通知を行っています。



日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生の方の多くは、収入がない等の理由で保険料を納めることが難しいため、申請により保険料の納付を猶予し、社会人になってから納めることができる「**学生納付特例制度**」が設けられています。

対象者

大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・職業能力開発校等に在学する学生で夜間部・定時制課程・通信制課程等に在学する方

審査基準

①本人の22年度の所得額(所得の目安 118万+扶養親族の数×38万)

②災害・失業・事業の廃止等

以上の点を日本年金機構(旧社会保険庁)が審査し、承認、却下が決定されます。なお、免除申請する際は、所得の申告が必要です。**未申告の方は免除申請の受付はできません。**また、失業の場合は、所得の基準額より失業し

■予防接種のお知らせ

○BCG接種(結核予防接種) 日 時 4/20(火) 午後2時～4時(午後1時から整理券交付)

場 所 市保健相談センター

対 象 3か月～6か月未満

*対象年齢を超えると全額自己負担になります。当日受けることができない方や事情があつて生後6か月未満までに受けることができない方は、必ず市保健相談センターまでご連絡ください。

■新型コロナウイルス感染症接種費用払い戻しについて

接種費用の払い戻しが遅れており、大変ご迷惑をおかけしております。今しばらくお待ちいただく

〈健康シリーズ〉147

妊婦健診の公費負担制度について

妊娠が確認されると、定期的に妊婦さんは健診を受けることが大切です。妊婦さんやおなかの赤ちゃんの状態にもよりますが、妊婦さんは平均して14回の妊婦健診を受けます。この14回の健診について公費負担をしています(平成23年3月31日までを予定)。これは経済的な育児支援をすることでおなかの赤ちゃんの様子やママの健康状態を定期的に確認し、大切な命を育ててほしいからです。平成21年4月から公費負担を実施していますが、まだまだ十分に周知されていない状況です。この公費で健診を受ける手続きは、市保健相談センターで行っており、親子(母子)健康手帳交付時に妊婦健診受診票としてお渡ししています。妊娠に気づいたら 産婦人科を受診し、妊娠証明書を発行されたらなるべく妊娠11週までには、市保健相談センターで、親子(母子)健康手帳と妊婦健診受診票の交付を受けましょう。早い段階から健康管理を行うことで、流産・早産の予防や貧血などの疾病予防にもつながります。

あなたと幼い命のためにも、早めの親子(母子)健康手帳の交付と妊婦健診を受けましょう。里帰り等で、県外で妊婦健診を希望される場合は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ 市保健相談センター ☎875-2100



よつご協力よろしくお願いたします。

■一般健康相談のご案内

生活習慣病予防に関する相談や、健康診査やがん検診に関する相談等を無料で行っています。

健診を受けられた方は、健診結果を持参され、気軽に越してください。

場 所 市保健相談センター (1階健康相談室)

日 時 毎週水曜日(祝祭日を除く) 午前9時～11時30分

料 金 無料

日 時 月～金(平日のみ) 時間についてはご相談に応じます。

連絡先 市保健相談センター (健康対策係) ☎875-2100

猶予申請に必要な書類

①学生である身分が証明できるもの「**学生証**または平成22年4月1日以降に発行された**在学証明書**のいずれか」が必要です。

②申請者本人が、平成22年1月1日現在の住民登録が他市町村の場合は、**所得証明書(扶養状況が記入されているもの)**を提出してください。未申告の方は、必ず申告をしてから申請をしてください。

学生納付特例申請は、毎年必要です。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金等を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ 市民課 国民年金係 ☎876-11234 (内線3111・3116) 「旧社会保険庁のホームページ」(http://www.sia.go.jp/) (e-mail: ssa@city.uja.go.jp)

学生納付特例期間の年金はどうなるの?

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

	納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません

○障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、**将来受ける年金受給期間に算入されますが、年金額には反映されません。**そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年から起算して、3年目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます。)